

母語・継承語・バイリンガル教育（MHB）学会
2023年度研究大会 研究発表Session I Room I
2023年8月5日（土）

ろう者の言語権と日本の法政策について
—ろう児のバイリンガル教育を阻むもの—

すぎもと あつぶみ

杉本 篤史（東京国際大学）

research.sugimoto@gmail.com

はじめに 本発表の構成

◆ろう者（児）の手話をめぐる言語権の構造—国際人権法を前提に—

◆ろう者（児）の言語権に関係する近年の法政策の動向

◆ろう者（児）をめぐる近年の社会状況

◆考 察

※本発表はJSPS科研費21H00536による研究成果の一部です。

ろう者(児)の手話をめぐる言語権の構造—国際人権法を前提に—

◆国際人権法(諸人権条約等)から導かれる言語権の構造(杉本2023)

→第1言語(L1: First Language)に関する権利

→民族継承語(HL: Heritage Language)に関する権利

→ある地域で広く使用されている言語(CSL: Commonly Spoken Language)に関する権利



これらの言語権を保障するための国や自治体の具体的な
責務(政策立案・実施義務)

ろう者（児）の手話をめぐる言語権の構造—国際人権法を前提に—

◆国際人権法（諸人権条約等）から導かれる言語権の構造 (杉本2023)

→障害者権利条約による「言語」概念のパラダイム転換

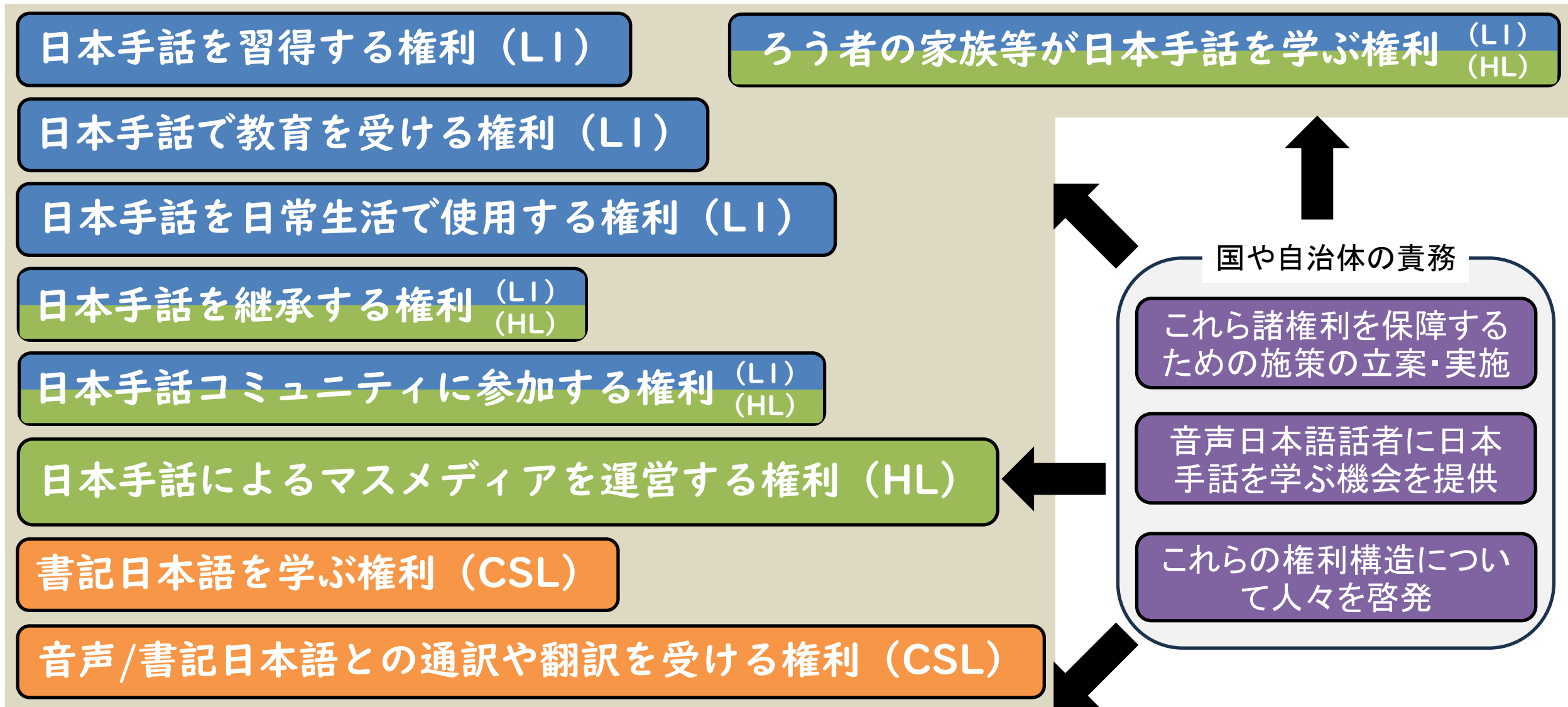
⇒それまでの音声言語中心主義から視覚言語も含む構造へ

☞言語権の対象の単なる拡大ではない (杉本2022b: 113-114)

☞言語とそれ以外のコミュニケーション手段との重ね合わせを重視
(情報保障請求権)

→国連の人権保障活動では、手話は言語権保障の対象として明確に扱われている (UN Human Rights Council 2020)

ろう者（児）の手話をめぐる言語権の構造—国際人権法を前提に—



ろう者（児）の言語権に関する近年の法政策の動向

言語学的手話

イデオロギー的手話(手話は1つ)

聴能主義

障害者基本法の改正 (2011)

?

手話は学習言語としての日本語を習得する手段

電話リレーサービス法 (2020)

?

聴覚障害教育の手引き (2020)
[文科省]

手話言語法案 (2018)
[連盟]

特別支援学校教育要領・学習指導要領 (2017) [文科省]

情報アクセシビリティ法 (2022)

?

衆議院での付帯決議

難聴児の早期発見・療育推進基本方針 (2022)
[厚労省]

手話言語条例 [498自治体]

ろう者（児）の言語権に係る近年の法政策の動向

◆政治分野における手話通訳の状況

- 参議院本会議のインターネット中継に手話通訳を導入（2020年1月）
 - ⇒参議院の議院自律権に基づく措置（言語権の保障目的ではない）
- 国政選挙の政見放送における手話通訳
 - ⇒認めないのは衆院比例代表制選挙のみ
 - ⇒政見放送を利用したヘイトスピーチの問題
 - ☞通訳者が意図しないヘイトクライムに加担
 - ☞通訳者の人権侵害・メンタルヘルスの問題

ろう者(児)をめぐる近年の社会状況

言語学的手話

イデオロギー的手話(手話は1つ)

聴能主義

(2018~)
NHK ETV みんなの手話
(松岡和美↓関学手話研)

TOKYO2020
開閉会式手話放送

映画・ドラマ放送

SNSでの手話歌動画の流布
幼稚園や小学校での手話歌指導
ネットでの手話教室ビジネス

聴覚障害者強制
不妊手術裁判
(2018~)

生野聴覚障害児
事故死裁判
(2020~)

札幌聾学校聴覚
障害児裁判
(2022~)

ろう者（児）をめぐる近年の社会状況

◆障害者権利条約に基づく日本政府への勧告意見（2022年9月）

→懸念事項

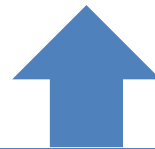
⇒日本手話が公用語として法律で認められていない

⇒日本手話の訓練が行われていない

⇒生活のあらゆる場面に渡る手話通訳が行われていない

勧告

日本手話を国レベルの公用語として法律で認め、
生活のあらゆる分野に渡る日本手話へのアクセスと使用を促進し、
有能な手話通訳者の訓練と利用可能性を確保すべき



考察

◆ろう者（児）の言語権について

- 障害者権利条約に加入しているにもかかわらず、日本政府はろう者を含む、国内少数派の言語権を保障する政策を実施していない
- ⇒そもそも、言語権という概念を理解していない（黙殺？）
- ⇒法学者でも言語権を理解している人は少ない
 - 👉音声日本語話者：圧倒的多数派の中で問題が放置されている
 - 👉言語学的知見に基づいた言語政策の不在

考察

◆ろう者（児）の言語権について

- 日本政府の言語教育政策は、言語学や言語教育学の知見を適切に取り入れていない
 - ⇒ 言語習得（獲得）と認知発達の関係に基づくカリキュラムの不在
 - ☞ LIの重要性を理解していない（黙殺？）
 - ⇒ 日本語・英語二大言語主義（杉本2022b）
 - ⇒ 公教育における手話の活用：音声日本語を習得するための手段にすぎない（言語道具論 Language Instrumentalism）

考察

◆課題の解決に向けて

→言語権概念の国内法化（ローカライズ localize）に向けて

⇒日本語教育をめぐる問題への期待と応用

👉日本語教育推進法の運用：言語権の視点からの評価を提案

👉電話リレーサービス法や情報アクセシビリティ法の運用評価に応用できないか

⇒言語関連法制への言語権視点からの評価枠組みの確立が必要

考察

◆課題の解決に向けて

→言語権概念の国内法化（ローカライズ localize）に向けて

⇒札幌裁判を通じた社会への呼びかけ

👉マス・メディアを通じた啓発活動

👉佐野・佐々木・田中（2023）『日本手話で学びたい！』ひつじ書房による啓発への期待

⇒MHB学会から他の言語系学会への働きかけができないか？

👉ろう児の教育に関する共催シンポジウムや公開研究会など

考察

◆立ちはだかる問題

- 社会 (学界も?) に蔓延する「人権アレルギー」の問題
 - ⇒ [言語] 教育への人権教育の組み込みを
 - ☞教育・学術の「脱政治化」への歯止めが必要
 - ☞政治的対話が可能な市民 citizen の育成が課題 (名嶋2019)
 - ⇒人権保障を道徳活動で代替させるネオリベラリズム政策の問題
 - ☞言語権の実現には高度な専門的知見が必要
 - ☞民間のボランティアリズムに依拠しては実現不可能

考察

◆立ちはだかる問題

→ 言語的マイノリティ間の連帯の難しさ

⇒ 「少数民族」という概念に対する温度差

アイヌ語・在日コリアン継承語・ニューカマーの母語

琉球諸語・在外邦人の継承日本語

日本手話

高い

民族意識

低い

⇒ 「日本人」自意識の高い人ほど少数言語政策に否定的な傾向

☞ 「民族」よりも「言語コミュニティ」と考えるべき？

考察

◆立ちはだかる問題

→ 「やさしい日本語」 界限での問題

⇒ 吉開 (2021) の大手出版社からの発刊 (杉本2022a)

☞ 連盟への取材のみに基づく偏った内容 (「手話は1つ」の立場)

☞ 自治体図書館への寄贈

☞ 言語文化教育研究学会 (ALCE) での宣伝

☞ 日本語教育関係者間での読書会の実施

⇒ 言語政策上重要な日本語教育学界での誤解の流布が懸念される

参 考

◆世界ろう連盟 (WDF) 第21回総会 (2023年7月・韓国济州島) で WFD Declaration on the Rights of Deaf Children を採択

WDFのTwitter URL:

https://twitter.com/WFDeaf_org/status/1679407336862134274?s=20

DECLARATION ON THE RIGHTS OF DEAF CHILDREN

<p>Article 1</p> <p>All deaf children, like all humans, are born free and equal in dignity and rights.</p> 	<p>Article 2</p> <p>All deaf children have a right to a sign language. National sign language(s) are the only fully accessible language for deaf children from birth onwards.</p> 	<p>Article 3</p> <p>The right of deaf children to their national sign language(s) shall not be infringed.</p> 	
<p>Article 4</p> <p>All parents, carers and family members of deaf children must be provided with free instruction in their national sign language(s).</p> 	<p>Article 5</p> <p>All deaf children have a right to quality, inclusive, multilingual education in their national sign language(s) and the national written language(s).^[1]</p> 	<p>Article 6</p> <p>All deaf children have a right to learn the linguistic identity and culture of the deaf community.^[2]</p> 	
<p>Article 7</p> <p>All deaf children have the right to protection from language deprivation. Not providing access to the national sign language(s) to all deaf children constitutes discrimination.^[3]</p> 	<p>Article 8</p> <p>All deaf children have a right to fluent national sign language models, including teachers in education.^[4]</p> 	<p>Article 9</p> <p>All deaf children have a right to express their views on matters affecting them.^[5]</p> 	
<p>Article 10</p> <p>All the above declarations must be implemented for all deaf children immediately and without delay.^[6]</p>			 <p>WORLD FEDERATION OF THE DEAF</p>

参 考

◆世界ろう連盟「ろう児の権利に関する宣言」 (試訳)

第1条 すべてのろう児は、すべての人間と同様、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において平等である。

第2条 すべてのろう児は、手話に関する権利を有する。国内の手話は、ろう児が出生時から十全に利用できる唯一の言語である。

第3条 ろう児が自国内の手話を使用する権利を侵害してはならない。

第4条 ろう児のすべての親、支援者、ろう児の家族は、国内の手話についての習得教育を無償で提供されなければならない。

第5条 すべてのろう児は、自国内の手話および自国内の書記言語による、質の高い、包括的な、多言語教育を受ける権利を有する。

第6条 すべてのろう児は、ろうコミュニティの言語的アイデンティティと文化を学ぶ権利を有する。

参 考

◆世界ろう連盟「ろう児の権利に関する宣言」 (試訳)

第7条 すべてのろう児は、言語剥奪から保護される権利を有する。すべてのろう児に自国内の手話へのアクセスを提供しないことは差別である。

第8条 すべてのろう児は、教育現場における教師を含め、流暢な自国の手話モデルを得る権利を有する。

第9条 すべてのろう児は、自分に影響を及ぼすすべての事柄について、自分の意見を表明する権利を有する。

第10条 以上の全宣言は、すべてのろう児のために、遅滞なく直ちに実施されなければならない。

参考資料 (予稿集掲載以外)

杉本篤史 (2023) 「第11章 ろう児が日本手話で学ぶ権利について」 佐野愛子・佐々木倫子・田中瑞穂 編 『日本手話で学びたい!』 ひつじ書房, pp.141-156.

高嶋由布子 (2020) 「危機言語としての日本手話」 国立国語研究所論集18, pp.121-148.

名嶋義直編 (2019) 『民主的シティズンシップの育て方』 ひつじ書房

吉開章 (2021) 『ろうと手話 やさしい日本語がひらく未来』 筑摩書房

UN Human Rights Council (2020) Education, language and the human rights of minorities, Report of the Special Rapporteur on minority issues. <https://undocs.org/A/HRC/43/47> (最終閲覧日: 2023年7月27日)

※ 「人権アレルギー」の人にぜひ読んでいただきたい参考資料

キム・ジヘ (2021) 『差別はたいてい悪意のない人がする』 大月書店

横田弘 (2015) 『障害者殺しの思想【増補新装版】』 現代書館